

大多喜町告示第 37 号

本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

平成20年6月10日

大多喜町長 田 嶋 隆 威

新		旧		地 番
大 字	字	大 字	字	
弥喜用	白根川	杉 戸	小川端	42の2 43の2 44 45の2

上記の土地の表示は、平成15年1月7日現在の土地登記簿謄本によるものである。